

久喜市告示第 554 号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2
第1項の規定に基づき特定生産緑地を指定したので、
同法第4項の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月30日

久喜市長 梅田修一

- 1 特定生産緑地の区域及び面積
別紙のとおり